

第9回匝瑳市子ども・子育て会議
会議次第

平成31年3月28日（木）
午後2時00分～3時30分
匝瑳市民ふれあいセンター
1階 談話室

1 開 会

2 議 事

- (1) 匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について
- (2) 匝瑳市子ども・子育て支援事業計画の点検評価について
- (3) その他

3 閉 会

匝瑳市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果概要

1 調査目的

子ども・子育て支援新制度による匝瑳市子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎データを得ることを目的とする。

2 調査項目

<就学前児童>

- ・ 住まいの地域について
- ・ 家族の状況について
- ・ 子どもの育ちをめぐる環境について
- ・ 保護者の就労状況について
- ・ 仕事と子育ての両立について
- ・ 平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況について
- ・ 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の定期的な幼稚園や保育所などの利用希望について
- ・ 子どもが病気になったときの対応について
- ・ 不定期な幼稚園や保育所などの利用や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について
- ・ つどいの広場の利用状況について
- ・ 小学校就学後の放課後の過ごし方について
- ・ 子どもの生活習慣について
- ・ 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保について
- ・ 子育てに対する意識について
- ・ 匝瑳市への要望について

<就学児童（小学生）>

- ・ 住まいの地域について
- ・ 家族の状況について
- ・ 子どもの育ちをめぐる環境について
- ・ 保護者の就労状況について
- ・ 仕事と子育ての両立について
- ・ 放課後児童クラブなどの利用について
- ・ 子どもが病気になったときの対応について
- ・ 子どもの普段の過ごし方について
- ・ 子どもの生活習慣について
- ・ 子どもの地域での自然体験などへの参加について
- ・ 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保について
- ・ 子育てに対する意識について
- ・ 匝瑳市への要望について

3 調査設計

- ・ 調査地域 匝瑳市全域
- ・ 調査対象 ①市内在住の0歳～5歳の就学前児童の保護者
②市内在住の小学1年生～6年生の児童の保護者
- ・ 標本数 1,924名（内訳：① 973名、② 951名）
- ・ 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- ・ 調査方法 郵便配布・郵送回収による調査
- ・ 調査期間 平成26年2月14日（金）～平成26年2月28日（金）

4 回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童（0～5歳）	973	422	43.4%
就学児童（小学生）	751	375	39.4%
合計	1,924	797+	41.4%

5 調査結果概要

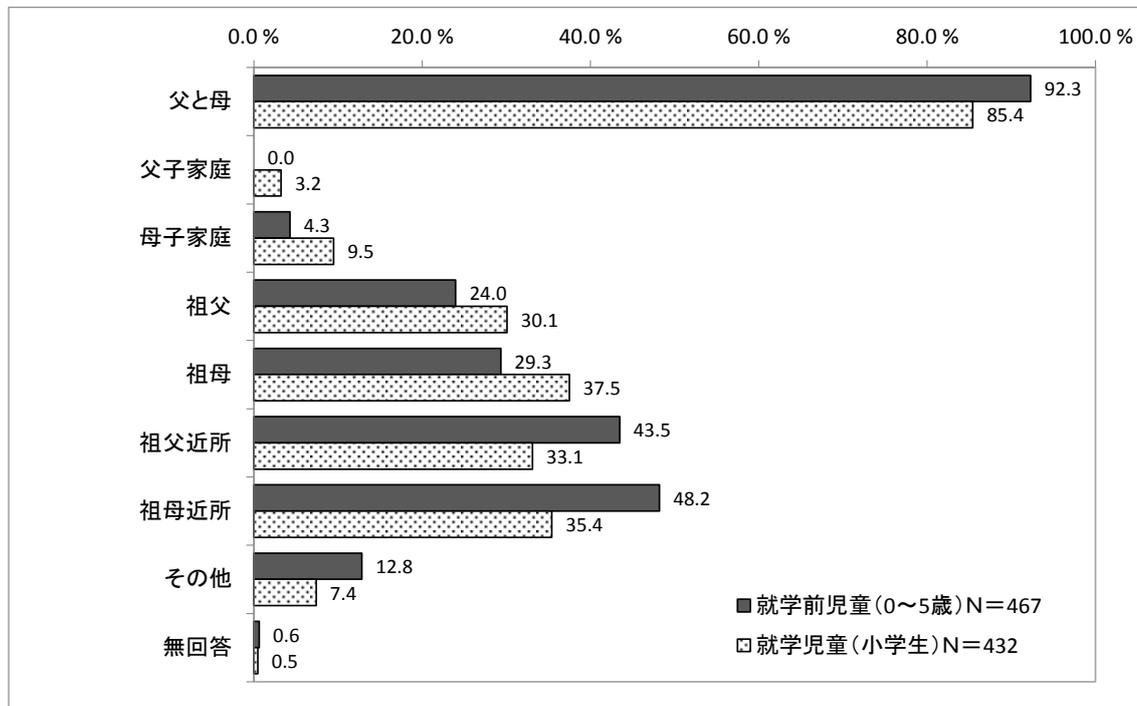
- ・ 集計結果は、すべて小数点以下第二位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。
- ・ 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%を超える。
- ・ 回答比率（%）は、その質問の回答者数（N＝母集団）として算出した。
- ・ 設問に対し無回答や記入の判別ができないものは「無回答」とした。

子どもの育ちをめぐる環境について

問. お子さんが一緒に住んでいる人はどなたですか。また、近所に祖父母が住んでいますか。
 選択肢はお子さんからみた関係です。

	就学前 (n=422)	小学生 (n=375)
父と母	89.8	85.3
父子家庭	0.0	0.3
母子家庭	6.9	11.5
祖父	23.9	25.3
祖母	27.5	36.0
祖父近所	42.2	33.1
祖母近所	46.0	36.0
その他	6.6	9.9
無回答	1.2	0.3

< 前回調査 >

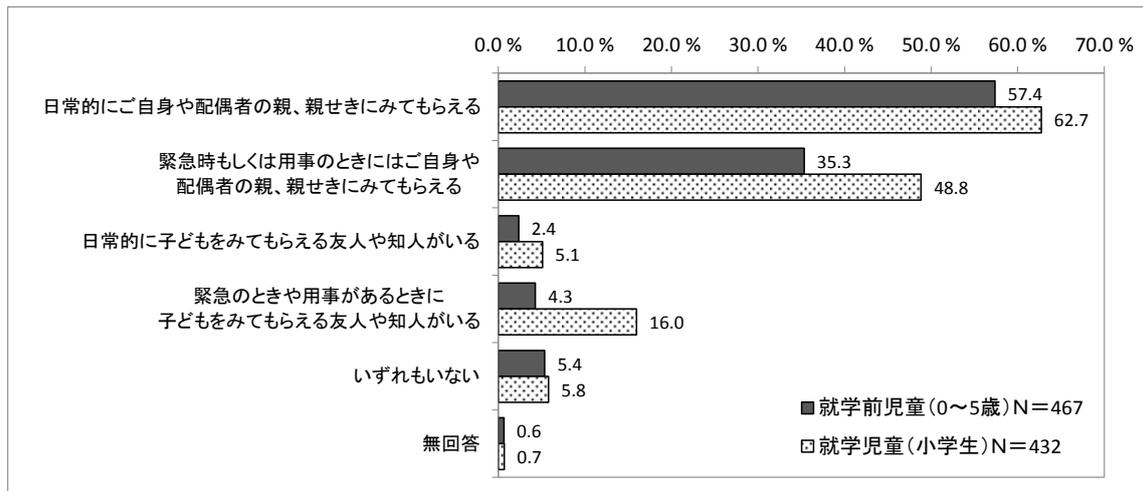


「父と母」が就学前、小学生共に最も多くなっています。
 前回と比較するとそれぞれの割合に大きな変化はありません。

問. 日頃、お子さんの世話をしてくれる人はいますか。

	就学前 (n=422)	小学生 (n=375)
日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる	54.0	66.4
緊急時もしくは用事ときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる	55.5	45.1
日常的に子どもをみてもらえる友人や知人がいる	3.6	5.6
緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる	7.1	18.1
いずれもない	9.0	5.3
無回答	1.9	0.0

<前回調査>



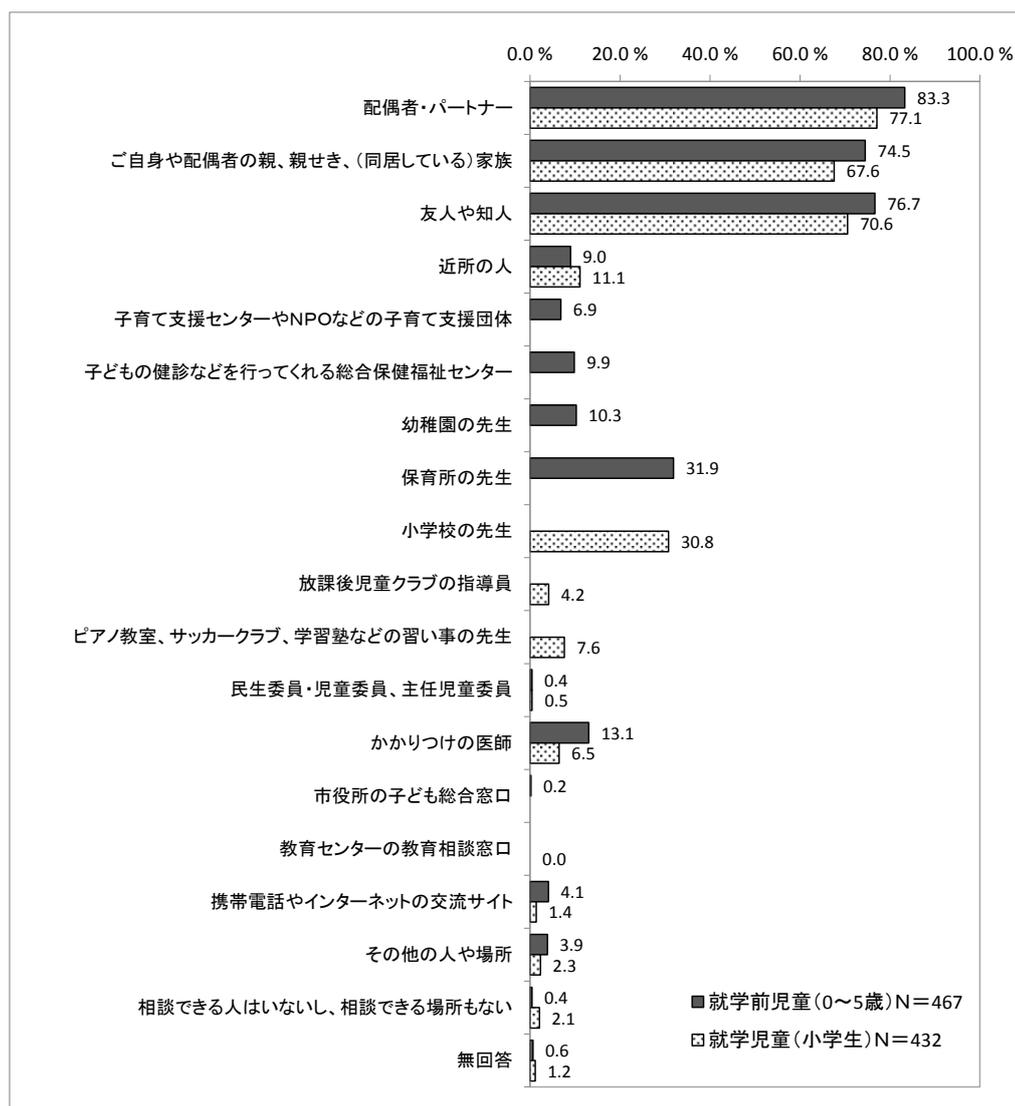
「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」、「緊急時もしくは用事ときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」で多くを占めています。

前回と比較すると、「緊急時もしくは用事ときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」について就学前で約 20 ポイント多くなっています。

問. お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人や相談できる場所をお答えください。

	就学前 (n=422)	小学生 (n=375)
配偶者・パートナー	83.6	77.3
ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族	76.1	67.7
友人や知人	70.1	69.9
近所の人	6.6	6.1
子育て支援センターやNPOなどの子育て支援団体	10.9	
子どもの健診などを行ってくれる保健センター	10.9	
幼稚園の先生	5.0	
保育所の先生	40.0	
小学校の先生		30.9
こども園の先生	6.2	
放課後児童クラブの指導員		6.9
ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾などの習い事の先生		8.8
民生委員・児童委員、主任児童委員	0.0	0.3
かかりつけの医師	10.9	6.7
市役所の相談窓口	1.2	
教育センターの教育相談窓口		0.8
携帯電話やインターネットの交流サイト	5.0	1.1
その他の人や場所	2.6	3.5
相談できる人はいないし、相談できる場所もない	1.2	1.1
無回答	0.5	0.3

<前回調査>

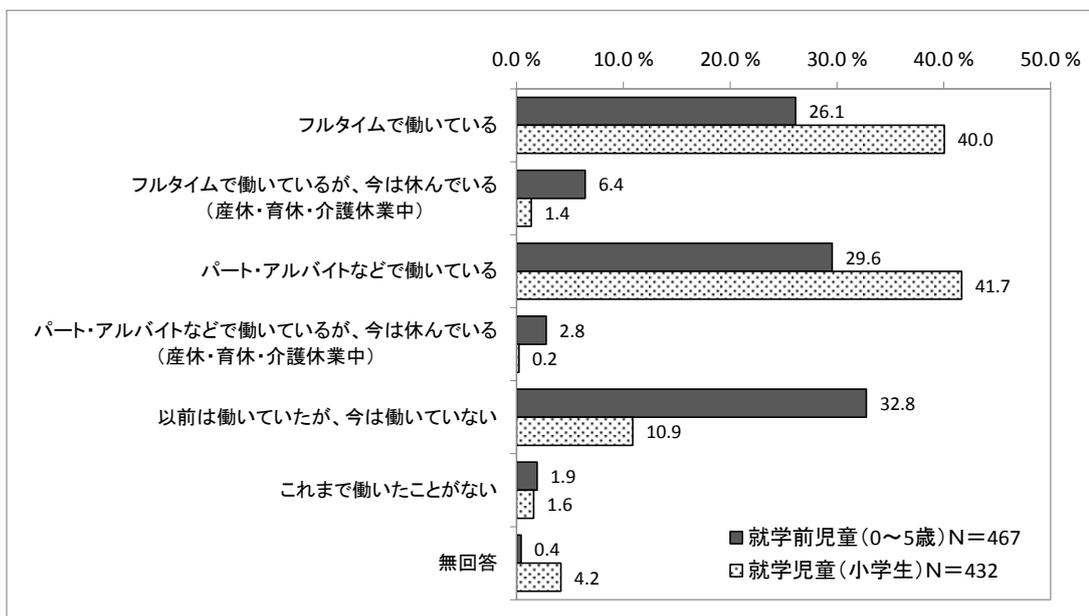


保護者の就労状況について

問. お子さんの「母親」の働いている状況についておうかがいします。自営業や自営業を手伝っている場合も含みます。

	就学前 (n=422)	小学生 (n=375)
フルタイムで働いている	32.7	44.8
フルタイムで働いているが、今は休んでいる	8.5	0.5
パート・アルバイトなどで働いている	30.1	42.1
パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる	1.9	0.8
以前は働いていたが、今は働いていない	25.4	9.9
これまで働いたことがない	0.7	0.5
無回答	0.7	1.3

<前回調査>



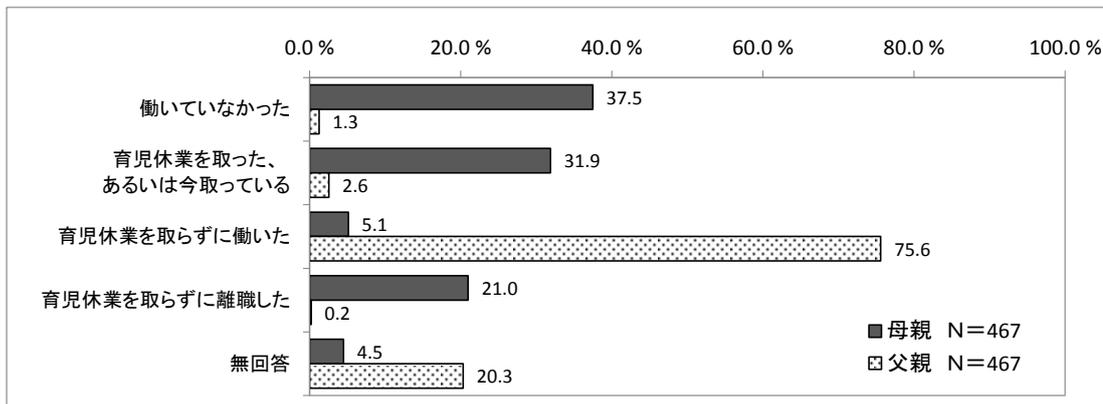
フルタイムまたはパート・アルバイトで働いているのが、就学前では約6割、小学生では約8割となっています。

前回調査と比べると、就学前においてフルタイムまたはパート・アルバイトで働いている方の割合がやや増えています。

問. お子さんが生まれたときに、母親、父親は育児休業を取りましたか。

就学前 (n=422)	母親	父親
働いていなかった	34.1	0.9
育児休暇を取った、あるいは今取っている	42.7	2.8
育児休暇を取らずに働いた	3.8	84.4
育児休暇を取らずに離職した	17.8	0.5
無回答	1.7	11.4

<前回調査>



母親では、「育児休暇を取った、あるいは取っている」が最も多く、父親では「育児休暇を取らずに働いた」が最も多くなっています。

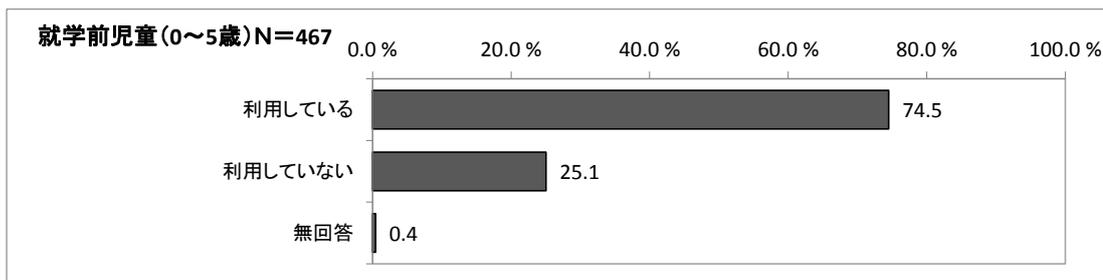
前回と比較すると、母親では「育児休暇を取った、あるいは取っている」が約10ポイント多くなっている一方、父親では「育児休暇を取らずに働いた」が約9ポイント多くなっています。

平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用状況について

問. 平日（月曜日から金曜日）に、幼稚園や保育所などの子どもを預かる施設やサービスを「定期的に」利用されていますか。

	就学前 (n=422)
利用している	80.6
利用していない	18.7
無回答	0.7

<前回調査>

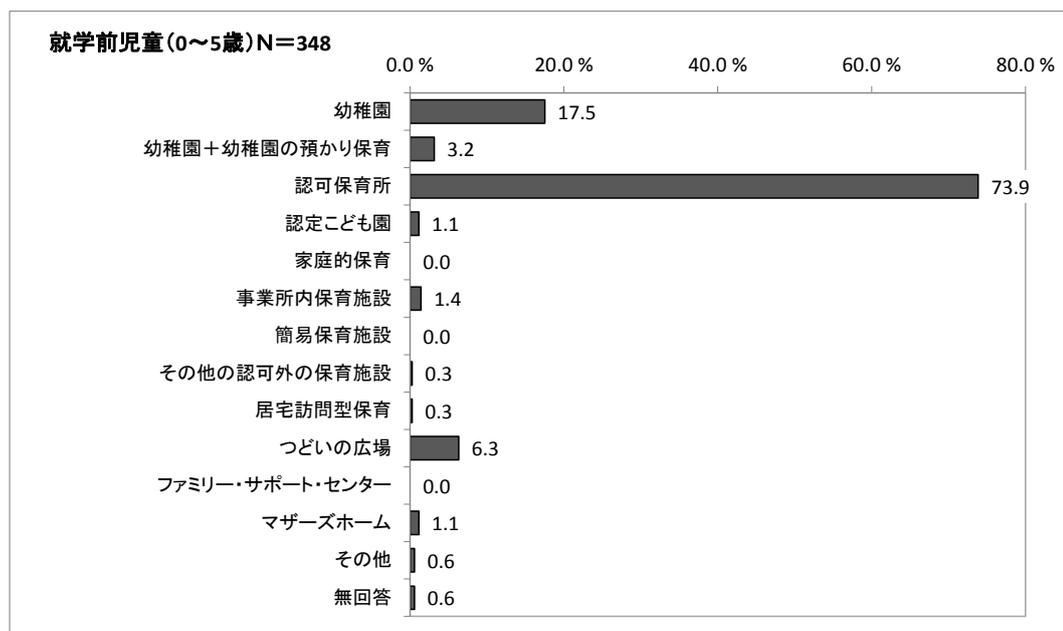


「利用している」が8割となっています。前回と比べると約5ポイント増えています。

(利用している) と答えた方

	就学前 (n= 340)
幼稚園	7.2
幼稚園の預かり保育	1.2
認可保育所	60.1
認定こども園	10.5
小規模な保育施設	0.5
家庭的保育	0.0
事業所内保育施設	0.7
簡易保育施設	0.2
その他の認可外の保育施設	0.0
居宅訪問型保育	0.0
地域子育て支援センター	3.3
ファミリー・サポート・センター	0.0
マザーズホーム	2.9
その他	1.0
無回答	19.3

< 前回調査 >

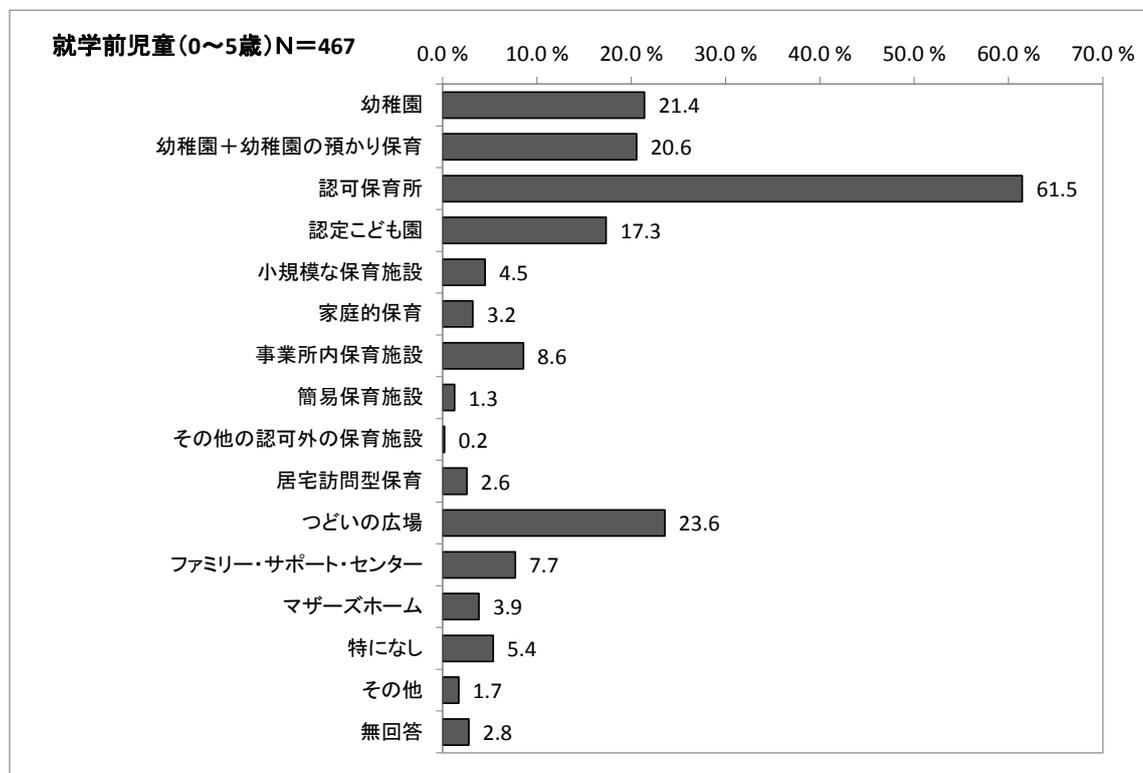


定期的にご利用しているサービスとしては、「認可保育所」が約6割となっています。

問. 幼稚園や保育所などの施設やサービスを、現在利用している、利用していないに関わらず、平日（月曜日から金曜日）にお子さんに「定期的に」利用させたい、あるいは、保護者が定期的に利用したいと考える施設やサービスはなんですか。

	就学前(n=422)
幼稚園	26.5
幼稚園の預かり保育	16.4
認可保育所	63.5
認定こども園	33.6
小規模な保育施設	5.2
家庭的保育	2.4
事業所内保育施設	7.3
簡易保育施設	0.7
その他の認可外の保育施設	0.0
居宅訪問型保育	3.3
地域子育て支援センター	21.3
ファミリー・サポート・センター	8.3
マザーズホーム	4.0
特になし	6.9
その他	1.4
無回答	2.1

< 前回調査 >



利用したい施設やサービスは、「認可保育所」が 61.5%と最も多く、次に「認定こども園」(33.6%)、「幼稚園」(26.5%)、「地域子育て支援センター」(21.3%)の順となっています。前回と比較すると、「認定こども園」が約 16 ポイント多くなっています。

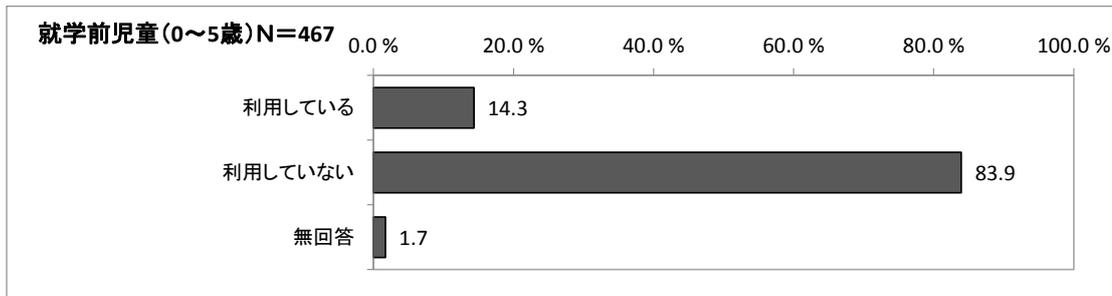
地域子育て支援センターについて

問. 現在、地域子育て支援センター（つどいの広場、あかしあこども園）を利用していますか。

	就学前 (n=422)
利用している	14.7
利用していない	84.8
無回答	0.5

<前回調査>

※問. 現在、つどいの広場を利用していますか。

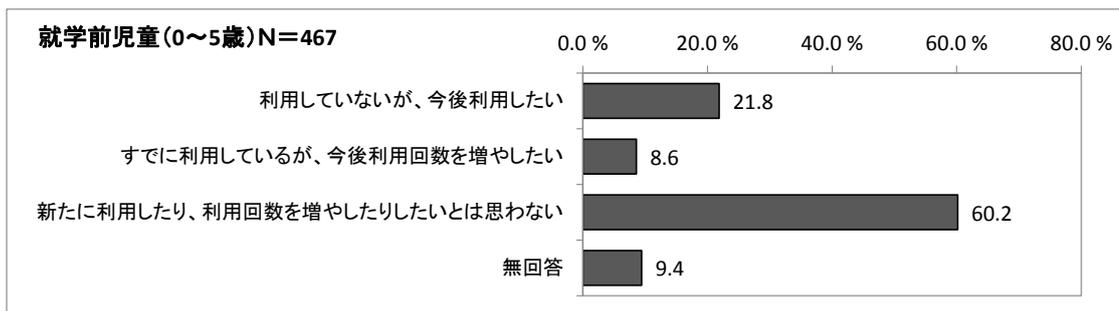


問. 地域子育て支援センターについて、今は利用していないができれば利用したい、あるいは、利用回数を増やしたいと思いませんか。

	就学前 (n=422)
利用していないが、今後利用したい	18.0
すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい	6.9
新たに利用したり、利用回数を増やしたりしたいとは思わない	68.7
無回答	6.4

<前回調査>

※問. つどいの広場について、今は利用していないができれば利用したい、あるいは、利用回数を増やしたいと思いませんか。また、おおよその利用回数もお答えください。



地域子育て支援センターについて、「利用している」は14.7%となっています。

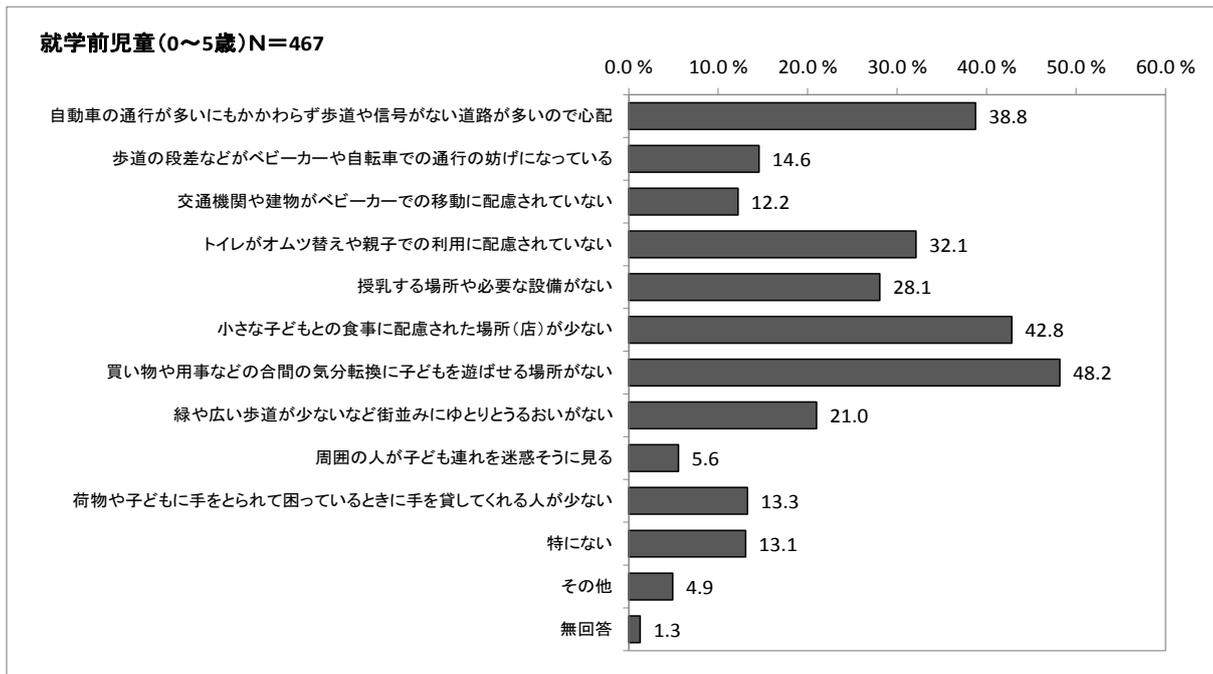
前回と比べると「新たに利用したり、利用回数を増やしたりしたいとは思わない」が約8ポイント少なくなっています。

子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保について

問. お住まいの地域をお子さんと外出されるときに、困ること、困ったことはありますか。

	就学前 (n= 422)
自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配	39.6
歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている	14.0
交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない	10.7
トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない	37.0
授乳する場所や必要な設備がない	27.0
小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない	40.8
買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない	51.9
緑や広い歩道が少ないなど街並みにゆとりとるおいがない	18.2
周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見る	4.5
荷物や子どもに手をとられて困っているときに手を貸してくれる人が少ない	13.0
特にない	11.1
その他	8.1
無回答	0.9

<前回調査>



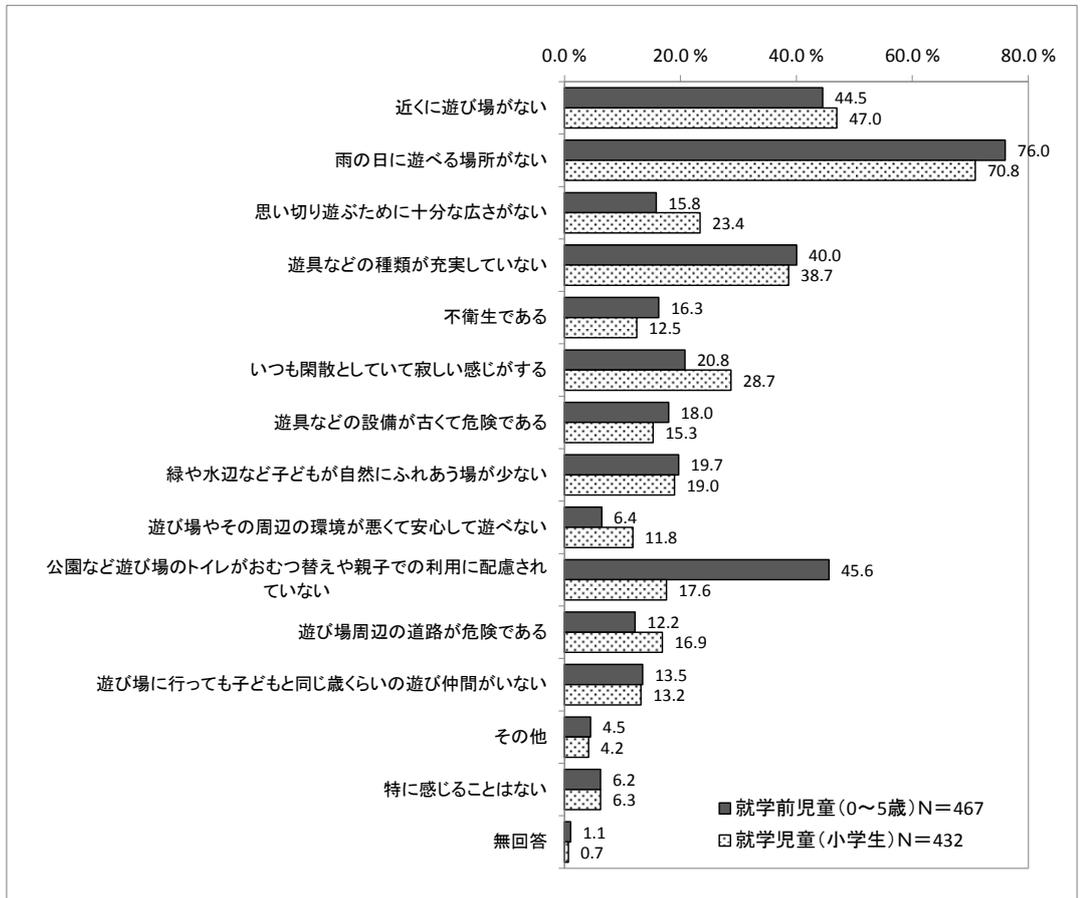
「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない (51.9%)」が最も多く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない (40.8%)」、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配 (39.6%)」の順になっています。

前回調査と比べると、大きな傾向の変化はありません。

問. お住まいの地域の子どもの遊び場について日ごろ感じることは何ですか。

	就学前(n=422)	小学生(n=375)
近くに遊び場がない	39.3	42.4
雨の日に遊べる場所がない	82.5	72.8
思い切り遊ぶために十分な広さがない	9.0	16.3
遊具などの種類が充実していない	41.9	37.9
不衛生である	12.1	9.3
いつも閑散としていて寂しい感じがする	17.1	26.9
遊具などの設備が古くて危険である	16.8	13.3
緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない	16.4	16.0
遊び場やその周辺の環境が悪くて安心して遊べない	5.7	7.7
公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない	38.4	12.8
遊び場周辺の道路が危険である	10.9	16.0
遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がいない	9.5	14.4
その他	6.4	4.5
特に感じることはない	3.8	8.3
無回答	0.5	0.5

<前回調査>



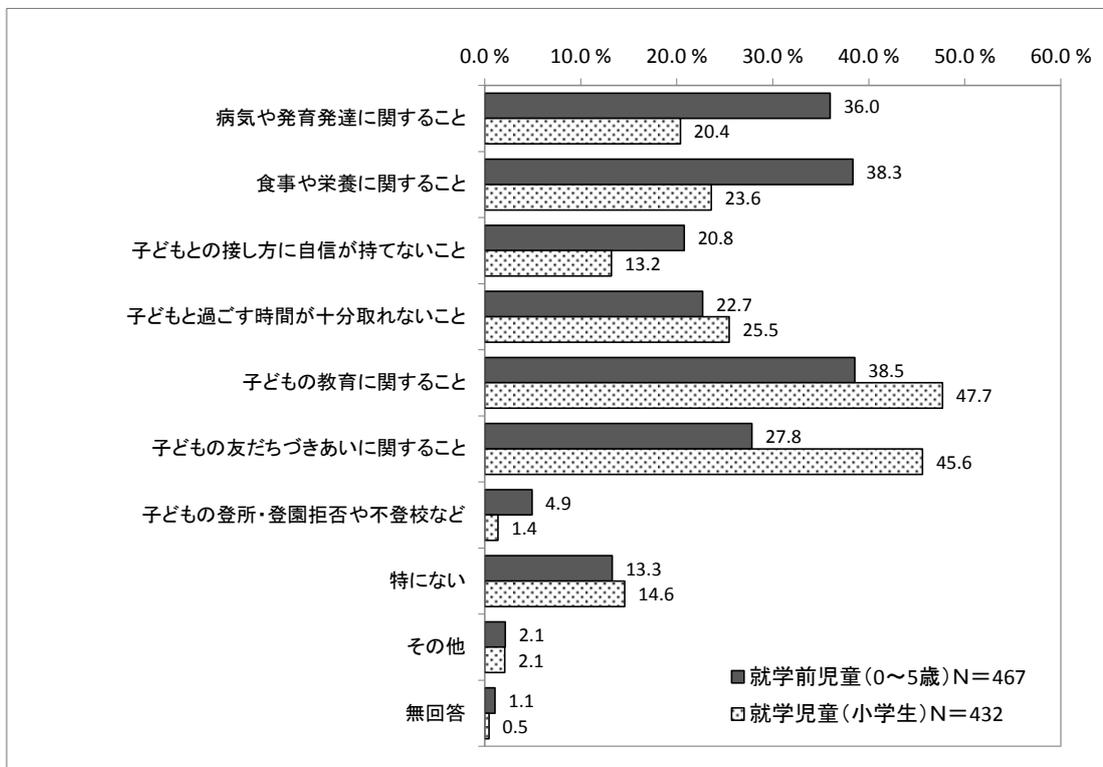
就学前、小学生共に「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっています
 前回調査と比べると、大きな傾向の変化はありません。

子育てに対する意識について

問. 子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。「子どもに関すること」

	就学前 (n=422)	小学生 (n=375)
病気や発育発達に関すること	31.8	20.3
食事や栄養に関すること	41.9	25.6
子どもとの接し方に自信が持てないこと	22.5	16.8
子どもと過ごす時間が十分取れないこと	18.2	24.0
子どもの教育に関すること	32.7	44.8
子どもの友だちづきあいに関すること	24.2	41.9
子どもの登所・登園拒否や不登校など	2.6	3.7
特にない	20.1	18.4
その他	3.3	2.9
無回答	0.7	0.5

< 前回調査 >



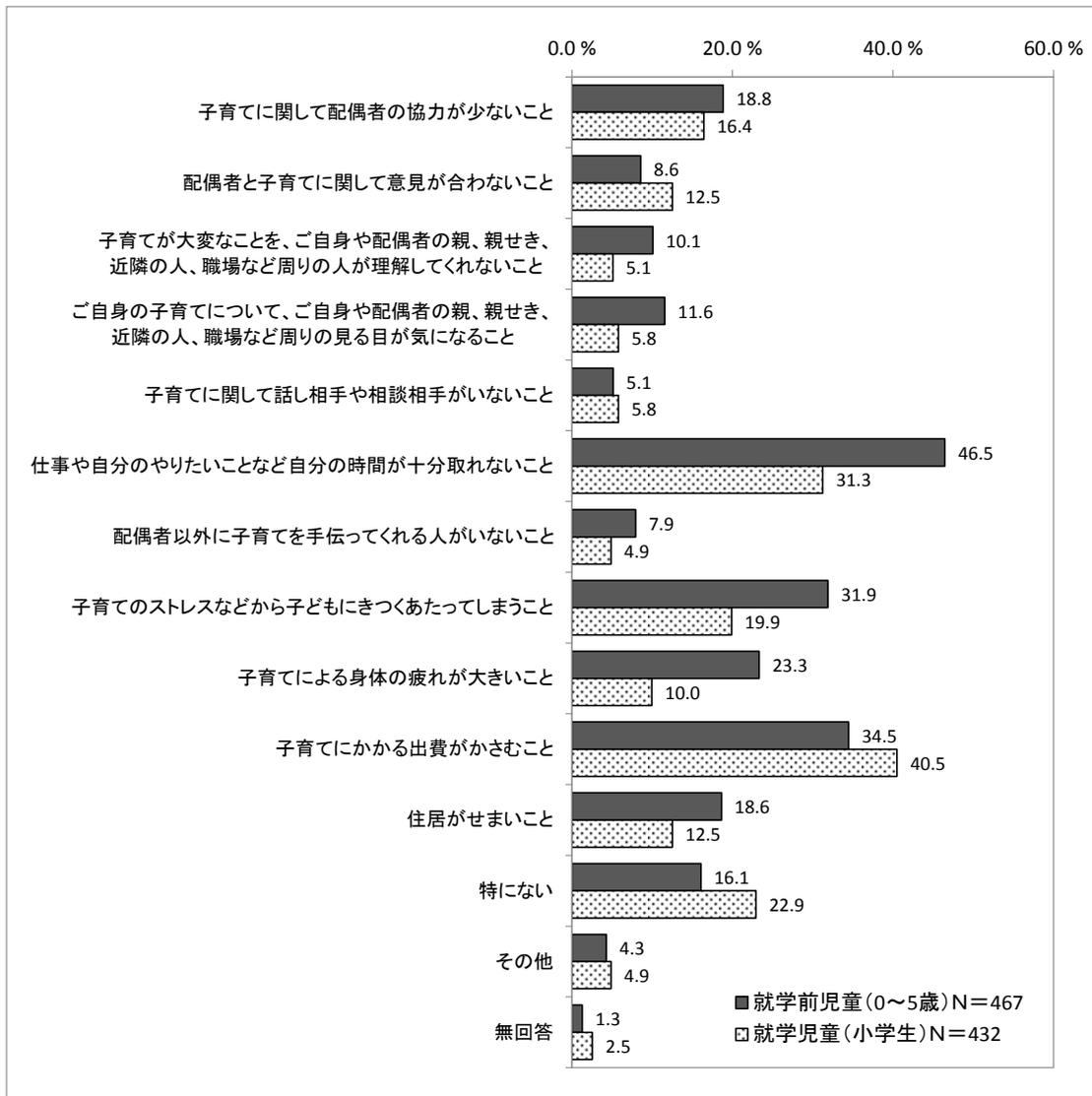
就学前では「食事や栄養に関すること」が最も多く、小学生では「子どもの教育に関すること」が最も多くなっています

前回調査と比べると、大きな傾向の変化はありません。

問. 子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。「ご自身に関すること」

	就学前 (n=422)	小学生 (n=375)
子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	15.6	14.4
配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	12.1	13.6
子育てが大変なことを、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの人が理解してくれないこと	8.5	5.1
ご自身の子育てについて、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの見る目が気になること	10.7	9.1
子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	5.7	4.3
仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	43.8	29.6
配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	11.1	5.1
子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと	34.4	22.1
子育てによる身体の疲れが大きいこと	26.1	12.0
子育てにかかる出費がかさむこと	31.5	41.1
住居がせまいこと	15.4	10.7
特にない	18.7	23.2
その他	5.5	3.7
無回答	1.7	1.3

<前回調査>



就学前では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないことが最も多く、就学児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多くなっています。

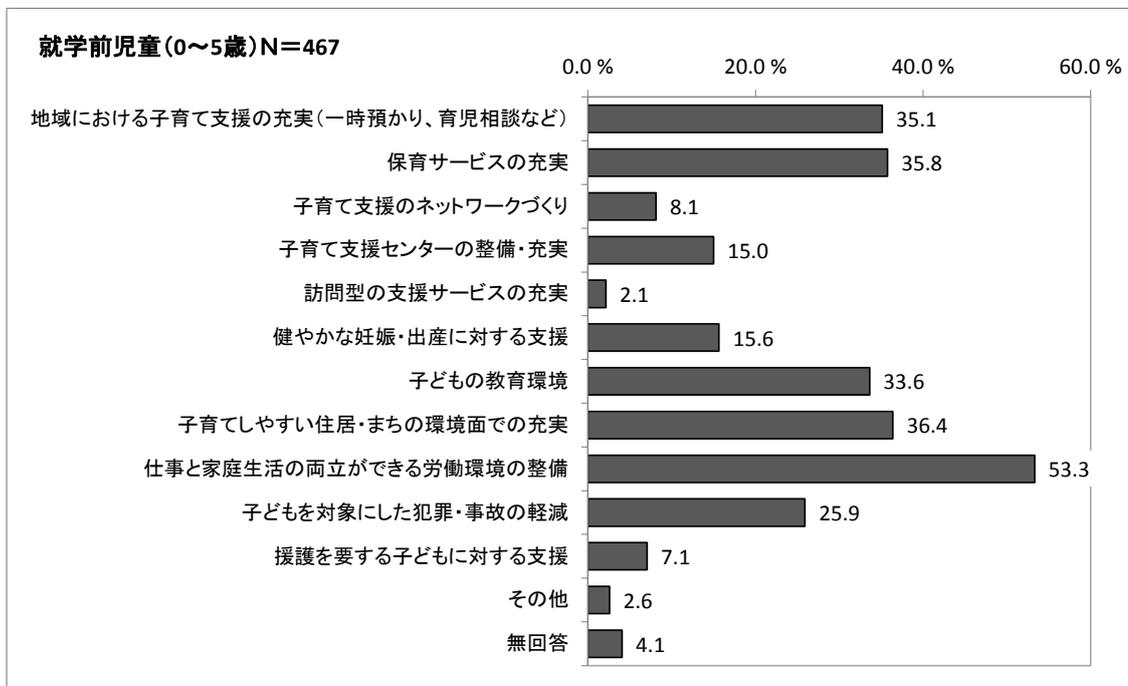
前回調査と比べると、大きな傾向の変化はありません。

問. ご自身にとって、子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか。

就学前児童

	就学前 (n=422)
地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	36.0
保育サービスの充実	31.5
子育て支援のネットワークづくり	10.7
子育て支援センターの整備・充実	13.5
訪問型の支援サービスの充実	4.3
健やかな妊娠・出産に対する支援	17.1
子どもの教育環境	34.1
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	42.2
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	47.9
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	22.7
援護を要する子どもに対する支援	5.9
その他	2.6
無回答	3.3

<前回調査>



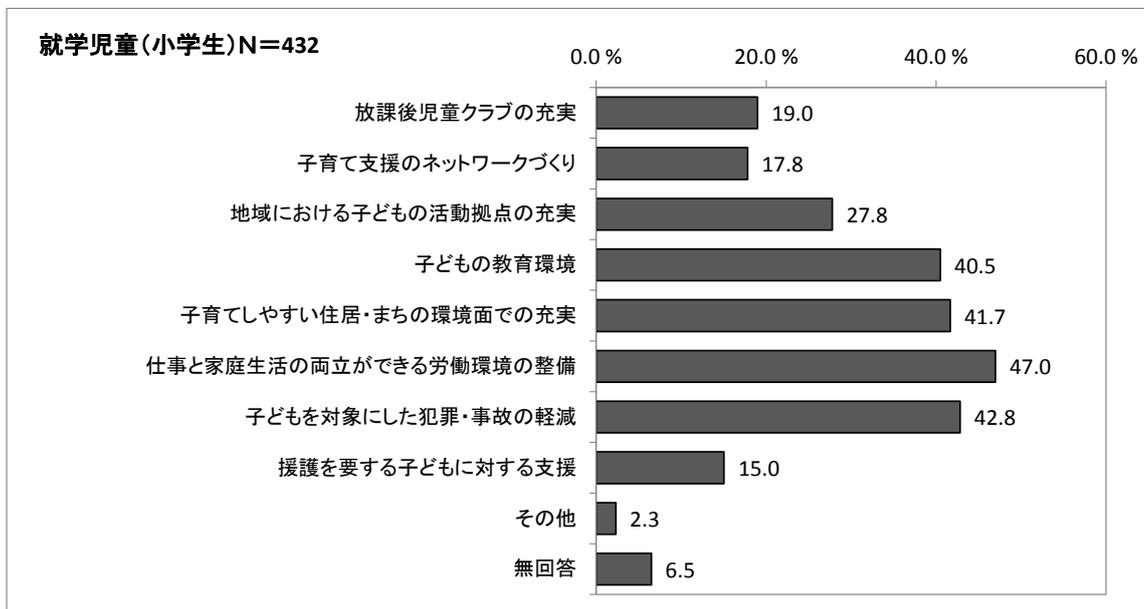
就学前では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も多くなっています。

前回調査と比べると、大きな傾向の変化はありませんが、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が前回よりも約6ポイント多くなっています。

就学児童

	小学生 (n=375)
放課後児童クラブの充実	25.1
子育て支援のネットワークづくり	12.0
地域における子どもの活動拠点の充実	28.3
子どもの教育環境	47.7
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	38.9
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	46.9
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	46.4
援護を要する子どもに対する支援	14.7
その他	1.6
無回答	2.4

< 前回調査 >



小学生では、「子どもの教育環境」が最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の順に多くなっています。

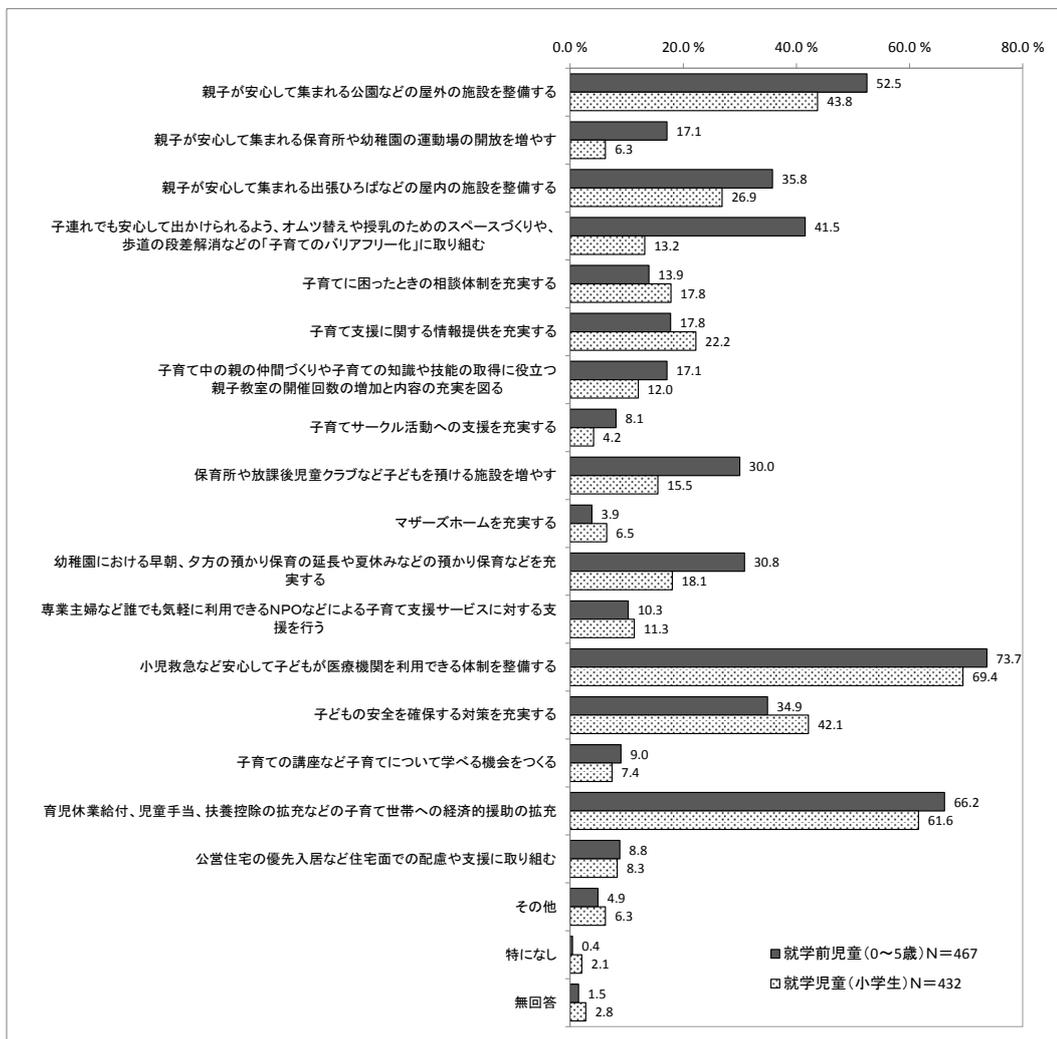
前回と比べると上位4項目についての順位に変化はあるものの、傾向には大きな変化はありません。

市への要望について

問. ご自身にとって、子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか。

	就学前(n=422)	小学生(n=375)
親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する	50.7	36.8
親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす	18.2	9.1
親子が安心して集まれる出張ひろばなどの屋内の施設を整備する	47.4	27.2
子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む	46.7	16.8
子育てに困ったときの相談体制を充実する	22.3	15.7
子育て支援に関する情報提供を充実する	22.0	18.1
子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識や技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る	20.6	10.1
子育てサークル活動への支援を充実する	10.2	6.4
保育所や放課後児童クラブなど子どもを預ける施設を増やす	26.5	18.9
マザーズホームを充実する	5.2	6.7
幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する	24.6	19.5
専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う	11.8	7.2
小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する	69.7	67.7
子どもの安全を確保する対策を充実する	37.2	42.4
子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる	12.6	6.7
育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充	60.0	62.4
公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む	9.2	9.3
その他	7.1	6.4
特になし	1.2	3.7
無回答	1.7	1.9

<前回調査>



就学前、小学生共に「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」が最も多くなっています。

前回調査と比べると、大きな傾向の変化はありません。

匝瑳市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況調査表

1. 子育て支援の充実と子育てをみんなで支えるまちづくり

子育て家庭への支援

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 経済的負担の軽減

(1) 子育て支援サービスの充実

地域社会の変化、少子化や核家族化の進行等により、子育てが、孤立と不安感の増大で、親への大きな負担となっていることから、その軽減が課題となっています。

不安や悩みを聞いたり子育て支援に関する情報提供を行い、地域子育て支援センター、つどいの広場の内容の充実を図るとともに、子育てサークルの活動を支援し、子育ての悩みや負担の軽減に努めていく必要があります。

具体施策

地域子育て支援センターの設置	(福祉課)	実施状況
保育所における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域子育て支援センターの設置を図ります。		未設置。 福祉課及び健康管理課に子育て世代包括支援センターを平成31年4月に設置予定。
子育て情報マップの作成・配布	(学校教育課、健康管理課、福祉課)	実施状況
各種子育て支援情報をコンパクトにまとめた子育て情報マップを毎年更新し、関係機関等に配布します。		匝瑳市子育てガイドブック2018年度版を作成した。
地域子育て相談の充実	(福祉課)	実施状況

各保育所(園)で実施している地域の子育て家庭に対する育児相談・指導の充実を図ります。	各保育園(所)において実施中。	
子育て支援総合コーディネーター (福祉課)	実施状況	
地域における多様な子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」の配置について検討します。	未実施。 福祉課及び健康管理課に子育てコーディネーターを平成31年4月に配置予定	
つどいの広場事業 (福祉課)	実施状況	
野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内で実施しているつどいの広場の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての負担の緩和、安心な子育て・子育てができる環境づくりを推進します。	野栄つくし 火 水 木曜日 米倉たんぼぼ 月 水 金曜日、第1・3土曜日 H27.10月より土曜開催を月2回に拡大した。	
子育てサークルの支援 (福祉課)	実施状況	
子育てサークルの活動の場の提供等、母親の自主的活動の支援に努めます。	数値目標	2サークル
	実績	1サークル
一時預かりの拡充 (福祉課)	実施状況	
保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。	市内8園(所)で実施。	

(2) 保育サービスの充実

共働き家庭の増加により、家族形態が多様化したことで、保育へのニーズも多種多様となっており、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備する等、地域の実情に応じた取組みを行うことが必要です。保護者が安心して就労できるよう保育サービスの充実を図るとともに、効率的な保育サービスの実施を行うため、幼保連携の検討が求められています。

具体施策

延長保育 (福祉課)	実施状況
保護者の利便性向上を図るため、利用しやすい延長保育をめざします。	土曜日保育等(公立は豊栄保育所のみ)各園(所)で実施。

乳幼児保育	(福祉課)	実施状況
安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう推進を図ります。		市内各園(所)で生後8週から受入れを実施。
障害児保育	(福祉課)	実施状況
一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応をします。		市内各園(所)で受入れ実施。
病児・病後児保育	(福祉課)	実施状況
病気にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の実施について検討します。		未実施。 実施に向けて社会福祉法人九十九里ホームと協議中。
保育所(園)の子育て支援機能の充実	(福祉課)	実施状況
保育所(園)において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。		各保育園(所)において実施中。
幼稚園の子育て支援機能の充実	(学校教育課)	実施状況
幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実に努めます。		のさか幼稚園にて在園児の預かり保育を実施。 また、幼保の交流等も実施。
幼保連携の検討	(学校教育課、福祉課)	実施状況
教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持つ幼保連携について検討します。		平成30年4月にあかしあこども園(幼保連携型認定こども園)が開園。
保育施設・設備の充実	(学校教育課、福祉課)	実施状況
保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。		各保育園(所)で耐震改修、バリアフリー化等を実施している。

(3) 経済的負担の軽減

一人の子どもが成人に至るまでには、様々な費用を要することから、子育てに係る各種助成事業を拡充することにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るとともに、子育てをしやすい環境整備を進めていく必要があります。支援を必要としている家庭への適切な給付に努め、児童手当の給付については、国の動向に注視しながら制度改正に伴う手当の支給に柔軟に対応し、市民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

出産育児一時金の支給	(市民課)	実施状況
国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。		支給児童数 22人
児童手当の給付	(福祉課)	実施状況
中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。		支給者数 2,177人
第3子以降の保育料無料化	(学校教育課、福祉課)	実施状況
18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子以降の幼稚園及び保育所(園)の保育料を無料にします。		対象児童数 224人
保育所(園)保育料の軽減	(福祉課)	実施状況
保護者の所得の状況に応じた適正な保育料となるよう、保育料の軽減に努めます。		世帯所得に応じて保育料を決定。国8階層に対し、市は15階層に細分化。国基準額に対し、平均66.6%に軽減。
幼稚園就園等に対する援助	(学校教育課)	実施状況
幼稚園に通園する園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、園児の属する世帯の所得状況に応じた保育料等の一部の減免・助成を継続します。		対象世帯数 1世帯
就学援助	(学校教育課)	実施状況
経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。		対象児童・生徒数 219人

第3子以降の学校給食費の減免	(学校給食センター)	実施状況
18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子の学校給食費を1/2に、第4子以降の給食費を無料にします。		対象児童数 196人
子ども医療費助成事業	(健康管理課)	実施状況
0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。		助成対象者の年齢を高校生世代まで拡大。子どもの医療を保険診療の範囲内で助成している。
未熟児養育医療給付事業	(健康管理課)	実施状況
病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。		支給児童数 6人

子育て・子育てを地域で支える意識づくり

(1) 地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成

(1) 地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識の醸成

かつては、近所づきあいや地域の行事等が重視される地域社会が形成され、子育てを地域ぐるみで見守る意識がありましたが、現在は地域社会のつながりが希薄化するとともに地域ぐるみでの子育て意識も低下しています。

本市では、広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発や、児童委員及び主任児童委員の活動内容を周知してきました。今後も、児童委員及び主任児童委員での地域の活動内容について積極的にPRを行い、地域住民への周知を図っていく必要があります。

具体施策

地域ぐるみの意識の醸成	(福祉課)	実施状況
広報やホームページを活用し、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めます。		実施済み。
児童委員及び主任児童委員の活動の周知	(福祉課)	実施状況
子どもが健康に育つための子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における児童委員及び主任児童委員の活動内容について引き続き周知を図ります。		実施済み。

地域社会における 子育て支援体制づくり

- (1) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (2) 地域資源活用による子育て支援

(1) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域社会のつながりの希薄化が進行したことや、少子化の進行等により子ども同士の交流機会が減少しています。これにより子どもの健やかな成長への影響が心配されるとともに、社会・経済的理由から、親自身が地域社会から孤立した育児をせざるを得ない状況も出ており、結果として子育てへの不安や負担が大きなストレスとなり、育児放棄や虐待に走ってしまうケースも見られるようになりました。そのため、親の感じる子育ての不安や負担を地域全体で軽減し、支援することが重要となっています。

本市では、そうさ市子ども会育成連絡協議会の活動を積極的に支援し、子ども会活動の活発化を図っています。また、幼稚園・小学校・中学校のPTA間で連携した協力体制が充実しています。

今後も、子育て支援のネットワークづくりとして、子ども会や幼稚園・小学校・中学校のPTAの活動が活発化していくよう支援していく必要があります。

具体施策

子ども会育成連絡協議会支援事業	(生涯学習課)	実施状況
子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、市内の子どもの活動の発展を図ります。		市子連役員と連携して事業を進めることができた。役員の子ども会行事への参加率が上がってきた。
PTA活動支援事業	(生涯学習課)	実施状況
市内の小・中学校及び幼稚園のPTAが連携し、市内の教育進展に寄与することを目的とする事業への支援をします。		市PTA連絡協議会へ補助金を交付し、活動を支援している。市との教育懇談の機会も設けられている。
スポーツ活動支援事業	(生涯学習課)	実施状況
スポーツ振興を目的として、市民に対してスポーツ技術の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。		実施中。

(2) 地域資源活用による子育て支援

少子化の影響により、地域内で児童が減少したことによって、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を与えています。全ての子どもを対象に、放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動を進めていくことが求められています。

本市では、各地区の地域振興協議会が中心となって、子どもから高齢者までを対象とした各種事業が実施されています。また、地区コミュニティセンターが放課後児童クラブや子ども会行事の際に利用されています。

今後は、ファミリー・サポート・センター事業の実施を検討し、地域全体での子育てを支援していく必要があります。

具体施策

学習機会の拡充	(生涯学習課)	実施状況
小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。		別紙のとおり
地域資源の活用	(環境生活課)	実施状況
各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場として活用します。		実施済み（共興・椿海コミュニティセンター：放課後児童クラブが年間を通して利用）。
ファミリー・サポート・センター事業の検討	(福祉課)	実施状況
ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。		適切に事業実施可能な個人・団体等を検討中。

仕事と子育てが両立できる 環境の整備

- (1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し
- (2) 仕事と子育て両立支援の推進

(1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し

夫婦共働きのスタイルが増え、また男女共同参画の視点からも男女が協力して子育てを行う重要性が指摘されています。本市では、父親の育児参加の促進や子育てをサポートする多様な働き方への支援として情報提供を進めてきました。今後も引き続き、よりわかりやすい情報提供の手法の検討を進めていく必要があります。

具体施策

父親の育児参加の促進	(産業振興課)	実施状況
父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるよう「育児のための休暇取得プログラム」等の情報提供を行います。		市役所ロビーや産業振興課窓口、商工会等でチラシを配布し啓発を行った。
多様な働き方への支援	(環境生活課)	実施状況
NPOの活動等の多様な働き方を支援します。		未実施。

(2) 仕事と子育て両立支援の推進

少子化の流れを変えるためには、仕事と家庭の両立支援が重要な課題となっており、女性だけでなく男性も含めた働き方の見直しを進め、地域の企業、子育て支援団体等が、互いに連携・協力し合いながら地域の実情に即した取組みを進めていくことが必要です。

本市では、市内保育所(園)の11か所で乳幼児保育の実施や、放課後児童クラブを8小学校(11クラブ)に、また、放課後子ども教室を3小学校に設置する等、働く親への支援を進めてきました。

これからも働きやすい環境づくりのために、企業への啓発活動や保育の受け入れ体制の充実が課題となっています。

具体施策

乳幼児保育の充実	(福祉課)	実施状況
仕事と子育ての両立を支援するため、乳幼児保育の需要に対応できるよう受け入れ体制等の整備を進めます。		市内各園(所)で生後8週から受入れを実施。
延長保育の充実	(福祉課)	実施状況
保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応します。		土曜日保育等(公立は豊栄保育所のみ)各園(所)で実施。
育児・介護休業制度の周知	(産業振興課)	実施状況
育児・休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。		関係機関が作成したチラシ等を市役所ロビーや産業振興課窓口、商工会等で配布し啓発を行った。
放課後児童クラブの充実	(学校教育課)	実施状況
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。		市内8小学校で11クラブを実施。
放課後子ども教室の充実	(学校教育課)	実施状況
子どもたちに放課後の安全・安心な活動場所を提供し、さまざまな学びや体験活動を通して生きる力の向上や地域の人間関係づくりを図ります		市内3小学校で3教室を実施。

支援を必要とする子どもと 家庭への取組みの推進

- (1) 児童虐待の防止策の充実
- (2) ひとり親家庭への自立支援の推進
- (3) 障害をもつ子どもへの支援

(1) 児童虐待の防止策の充実

平成16年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、児童虐待への制度的な対応について充実化が図られてきましたが、子どもの命が奪われるといった重大事件は年々増加を続けています。

本市においては、関係機関と連携を取り、親の孤立感や不安の解消、虐待の早期発見に努め、虐待を発見した場合は、継続的に支援を行っています。また、虐待の早期発見に向けて市民の協力を呼びかけています。

今後も「早期発見・早期対応」を第一に、虐待を受けた子どもの「保護と自立」へとスムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要があります。

具体施策

孤立感・不安の解消	(健康管理課)	実施状況
母子保健事業において保護者の不安をよく受け止め、助言し、自信をもって育児ができるようにします。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。		相談対応し、交流機会を提供している。
相談事業の周知	(福祉課)	実施状況
家庭児童相談室や各保育所(園)等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。		実施済み。
一時預かりの拡充(再掲)	(福祉課)	実施状況
保育所を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。		市内8園(所)で実施。
関係機関の協力による早期発見	(健康管理課)	実施状況
母子保健事業・こんにちは赤ちゃん事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。		必要な者へは支援を実施している。

保育所(園)、幼稚園、小・中学校における早期発見 (学校教育課、福祉課)	実施状況
保育所(園)、幼稚園、小・中学校では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための指導・啓発に努めます。	各園(所)、各小・中学校で実施。
市民の協力による早期発見 (福祉課)	実施状況
「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも2年に一度更新し、学校、保育所、公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。	広報による周知は実施済み。 今年度パンフレット更新。相談窓口を案内するカードを配布している。
要保護児童対策地域協議会事業 (福祉課)	実施状況
要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用し、情報の共有化等を図り、児童虐待に際して適切な対応に努めます。	代表者会議年1回。実務者会議年3回。ケース会議32回開催。

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

近年の離婚の急増等が背景となり、平成14年に母子及び寡婦福祉法等の改正が行われ、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援の充実や就業支援の強化、扶養義務の履行の確保等が図られました。また、平成26年には、母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法と改正され、父子家庭に対する支援の拡充が行われました。

本市でも、就労のための相談・情報提供のほか、住居の安定確保に努める等、ひとり親家庭の自立支援を行っています。また、経済的な面での支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度を積極的に周知し、活用を促進しています。

今後は、更なるひとり親家庭の自立支援に向けて、様々なケースへの相談支援ができるように母子・父子自立支援員の相談体制強化が重要な課題となっています。

具体施策

自立支援・就業相談等の情報提供 (福祉課)	実施状況
母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、支援活動の充実を図ります。	児童扶養手当現況届の際に家庭状況の聞き取り調査を行い、相談及び支援情報の提供を行った。

母子寡婦福祉会への支援	(福祉課)	実施状況
母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換したり、親睦を深めています。今後は、若年母子の会員募集等、会の充実を支援します。		実施済み。
母子家庭等への居住の安定確保	(都市整備課)	実施状況
母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。		実施済み。募集に対し応募がない状態が続いているため実績はない。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の優先的利用	(学校教育課)	実施状況
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。		実施済み。
児童扶養手当の給付	(福祉課)	実施状況
母子家庭等の生活安定と自立の促進を目的として、母子家庭又は父が重度の障害を有する家庭へ児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。	対象資格者数	275人
ひとり親家庭等医療費助成	(福祉課)	実施状況
ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方に、児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。	母子家庭 父子家庭 計	682世帯 63世帯 745世帯
母子家庭等対策総合支援事業	(福祉課)	実施状況
母子・父子家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給します。	対象世帯数	1世帯
養育費の確保	(福祉課)	実施状況
母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、支援を行います。		相談及び支援情報の提供を行った。

(3) 障害を持つ子どもへの支援

健康診査等で発育・発達上の心配がある子どもについては、適切な療育につながるよう早期発見体制とそれにつながる相談体制を充実し、障害児

については日常生活動作の訓練や外出支援等が重要です。

本市では、発育や発達の問題を発達段階で早期発見をするため、健康診査等の母子保健事業での早期発見に努めており、問題の発見後は専門職による継続的な支援を行っています。また、心身の発達や機能回復、集団生活への適応などの療育体制の整備に努め、就学の際には就学支援として、医師・教育関係者・福祉関係者により諸検査・保護者面談によって作成した資料について慎重に審議を行ってきました。

今後も、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期対応に努め、スムーズに就学支援へつながるように体制の強化を行うとともに、保護者等の関係者に対して助言・指導を行う等、その家庭にあった支援を推進します。また、保育所・幼稚園・小学校等の教員・指導者の発達障害への理解を深めていくとともに、保護者に向けても発達障害について啓発を図っていく必要があります。

具体施策

早期発見体制の整備	(健康管理課、学校教育課、福祉課)	実施状況
母子保健事業や幼稚園・保育所(園)を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見に努めます。		健診・相談事業および各園(所)で実施。
フォロー体制の整備	(健康管理課)	実施状況
発達が心配な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談の場を活用し、継続的な支援を行っています。		発達相談で支援している。
療育体制の整備	(福祉課)	実施状況
心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、マザーズホームを通して発達支援に努めます。		登録児童数44名。
障害児保育等の充実	(学校教育課・福祉課)	実施状況
障害を持つ子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の確保に努めます。		各園(所)で実施。
就学指導の充実	(学校教育課)	実施状況
心身障害児就学指導委員会に諮り、関係機関との連携により、対象児の把握・保護者の意向を聴取し、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。		年2回実施。
担当教員の研修と相談機能の充実	(学校教育課)	実施状況
学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、担当教員の研修への派遣や担当教員の研修の実施に努めます。		年2回実施。
特別支援教育就学奨励費の支給	(学校教育課)	実施状況
小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために今後も継続して支給します。		対象児童・生徒数 135人

障害児に対する助成	(福祉課)	実施状況
障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。		実施済み。
保育所(園)心理発達巡回相談	(福祉課)	実施状況
心理発達相談員が保育所(園)を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイス等を行い、適切な保育の推進を図ります。		各園(所)で年2回実施。

2. 子どもが安全で安心して成長できるまちづくり

子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備

(1) 良質な居住環境の確保

子育てを快適に行っていく中でも居住環境は最も基本的な要因の一つです。

本市では、子育て中の家庭に市営住宅の提供を行っています。住宅の築年数は30年以上が経過していますが、設備の維持修繕をこまめに行い、快適な居住環境に配慮しています。

今後も、設備の老朽化等に合わせて適切な維持修繕を行い、居住環境の質の維持向上に努めていく必要があります。

具体施策

市営住宅の充実	(都市整備課)	実施状況
質の高い市営住宅の提供を図ります。		実施済み。設備の修繕のほか、H25年度～H29年度にかけて、いいぐら団地の大規模改修を行った。

(2) 安心して外出できる環境の整備

安心して外出できる環境の実現には、子どもを連れて安心して通行できる道路交通環境や、公共施設等のバリアフリー化等が課題です。

本市では、道路交通標識の整備により路面表示を行い、安全な通行を図っています。また、公園の遊具の安全点検とともに修繕を行い、公園施設の整備を行っています。

市内の公共施設において、ベビーカー等の利用を考慮したバリアフリー化を進めており、今後も、子どもを連れて安心して外出できる環境の整備に努めていく必要があります。

具体施策

道路交通標識等の整備	(建設課)	実施状況
子どもや子ども連れの家族等が安全に安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。		実施済み。
公共施設のバリアフリー化	(関係各課)	実施状況
公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。		実施済み。
商業施設等への啓発	(産業振興課)	実施状況
市内の商業施設等へ施設設備等の子育てバリアフリー化を啓発・促進します。		未実施。小規模店舗では、経営環境の厳しさからバリアフリー化のみでの改装は難しい。創業者の店舗や大規模店舗の新設時に啓発を行う。
子どもの遊び場の確保	(都市整備課)	実施状況
子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めます。		公園のごみ拾いや草刈り等の清掃業務、遊具等の安全点検を行い、維持管理に努めた。

安全対策の推進

- (1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進
- (2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

(1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、子どもが安全にかつ安心して地域で育つことができるよう、地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るための活動が重要となっています。

本市では、幼稚園、小・中学校の保護者、地区防犯指導員の携帯電話に、まちcomiメールによる不審者情報を提供し、犯罪の未然防止に努めています。また、子どもの安全を地域全体で守ることを目的として、小学校ごとに地域住民・保護者による見守り活動を組織的に行っています。

また、子ども110番の家の登録を呼びかけ、地域の中に緊急時の子どもの避難先の確保に努めています。

今後も子どもが安全に過ごせる環境づくりをめざし、関係団体や地域住民と連携して活動を推進していく必要があります。

具体施策

犯罪等に関する情報の提供	(学校教育課、環境生活課)	実施状況
<p>市内や近隣で犯罪等が発生した場合、幼稚園・小・中学校保護者に対して、速やかに情報提供をメール配信システムにて行います。</p> <p>市内や近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、保護者等へ速やかに情報を提供するシステムについて検討します。</p>		まちcomiメール登録依頼（防犯協会へ）
地域全体での取組みの推進	(学校教育課、環境生活課)	実施状況
<p>子どもたちを犯罪から守るために、地域住民の協力を得て、見守り活動の組織づくりを進めます。また、防犯協会と緊密に連携し、各地域の防犯協会支部を中心に、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合うことにより、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく地域づくりを推進します。</p>		防犯協会各支部は地域行事などで防犯警備を行うなどの活動をしている。
各種団体による子どもの安全対策	(環境生活課、学校教育課)	実施状況
<p>防犯協会、自治会、老人クラブ等の各種団体が協力し合い、見守り活動に取り組み、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。</p>		定例パトロールの他、警察署との合同パトロールの実施など 192回数（内34回）
防災行政無線を活用した子どもの安全対策	(総務課、学校教育課)	実施状況
<p>毎日の防災行政無線を活用した広報により、子どもの安全確保を図ります。</p>		実施済み。
「子ども110番の家」の拡大	(学校教育課)	実施状況
<p>子どもたちが安全で安心に登下校できるように、「こども110番の家」の拡大に努めます。</p>		実施済み。

地域防犯パトロール	(学校教育課、環境生活課)	実施状況
小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。		実施済み。
保育所(園)、幼稚園、小・中学校における防犯対策の充実	(学校教育課、福祉課)	実施状況
保育所(園)、幼稚園、小・中学校において、セキュリティシステムの整備等、防犯対策の充実に努めます。		実施済み。

(2) 子どもを交通事故や災害から守る活動の推進

車社会であることや自転車利用者が増え、子どもを事故から守るためには警察、保育所(園)、幼稚園、学校、関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要になっています。

本市では、地域住民や関係機関と連携を図りながら、交通安全教育を進めるとともに、市内学校等の防災設備の点検を定期的実施しています。

今後とも、交通安全意識の向上に努めるとともに、市内学校等での避難訓練の実施による防災意識の向上を図っていく必要があります。

具体施策

交通安全教育の実施	(環境生活課、学校教育課、福祉課)	実施状況
子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教育を保育所(園)や幼稚園、小・中学校で実施し、歩行の仕方、自転車の乗り方等、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら取り組みます。 また、地域住民の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に実施します。 市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。		各園(所) 19回実施(H30年度)。 小中学校 16回実施(H30年度)。
避難訓練の実施	(学校教育課、福祉課)	実施状況
災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう幼稚園、保育所(園)、小・中学校において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的実施します。		各園(所) 避難訓練月2回実施。 各小中学校 年3回から4回実施。

3. 子どもの健やかな成長を育む親を支援するまちづくり

親と子どもの健康の 確保・増進

- (1) 安全な妊娠と出産の支援
- (2) 子どもの健やかな成長と発達への支援
- (3) 小児医療の充実

(1) 安全な妊娠と出産の支援

少子化・核家族化・晩婚化に伴い、妊娠期からの健康と妊産婦の不安の解消が必要とされています。

本市では、母子健康手帳の交付時から妊婦の健康状態や不安を把握し、個々に合わせた指導を行っています。また、ハイリスク妊婦に対しては、家庭訪問や相談等の個別指導を実施したり、医療機関との連携を図っています。

今後、支援内容をより充実させていくために、関係機関との連携を密にして相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

具体施策

母子健康手帳交付・妊婦相談	(健康管理課)	実施状況
妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、健康の維持増進に役立てます。		母子健康手帳 181人交付
母性健康管理指導事項連絡カードの活用	(健康管理課)	実施状況
働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。		母子健康手帳交付時やマタニティクラスで説明している。
妊産婦訪問指導	(健康管理課)	実施状況
訪問により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。		訪問件数 延 149 件
マタニティクラス(両親学級)	(健康管理課)	実施状況
妊娠、分娩、産褥、授乳、育児に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。		マタニティクラス 6回実施 ウェルカムベビークラス 4回実施

ハイリスク妊婦に対する個別指導	(健康管理課)	実施状況
身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。		関係機関との連携により支援している。
妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発	(健康管理課)	実施状況
妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、知識の普及に努めます。		母子健康手帳交付時、両親学級で説明している。
医療機関委託妊婦一般健康診査事業	(健康管理課)	実施状況
妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数 14 回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。		妊婦に受診票を交付し、妊婦の健康管理、経済的負担の軽減を図っている。
不妊についての支援	(健康管理課)	実施状況
不妊治療を行っている医療機関等の情報を伝え、特定不妊治療費助成事業の啓発をします。また、個別相談に応じ、関連機関の紹介等の支援をします。		相談なし。助成事業の問い合わせには県事業を紹介している。

(2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

母子保健事業等を通して、疾病や発達障害等を早期に発見していきます。また、保護者が育児に対して自信を持って取り組めるように、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな相談を行ってきました。

今後も、疾病や発達障害等の早期発見と育児不安の解消に向け、継続して支援を行っていきます。

具体施策

乳幼児健康診査	(健康管理課)	実施状況
健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。 また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、発育・発達状態と育児状況の確認をしていきます。		乳幼児健康診査で疾病が疑われる者へは精密健康診査券の発行により医療につなげ、発達や育児の相談には専門職が対応している。
医療機関委託乳児一般健康診査	(健康管理課)	実施状況
乳児健康診査受診票（9～11 か月の間に受診できる）を交付することで健診費用の助成を行います。		母子健康手帳交付時に妊婦の受診票に併せ乳児用の受診票を交付している。
母子健康相談	(健康管理課)	実施状況
保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っていきます。		総合相談として乳幼児健康相談を実施している。
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	(健康管理課)	実施状況
子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を乳児訪問員が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。		他市県居住、転出以外は全数訪問している。 137戸（141人）訪問
離乳食教室	(健康管理課)	実施状況
5～8 か月の乳児を持つ保護者を対象に、離乳食の調理と試食をします。また、保護者同士の交流の場を提供します。		5回実施
予防接種の早期実施の徹底	(健康管理課)	実施状況
乳幼児から小・中学生及び高校生の対象者が100%受けられるよう未受診者の再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。		実施済み。電話での勧奨も実施している。

子育てに関する情報提供	(健康管理課)	実施状況
様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。		健診、相談、教室で事故予防の教育を実施。
育児支援家庭訪問事業	(福祉課)	実施状況
児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。		訪問件数 291 件
すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)	(健康管理課)	実施状況
1歳児をもつ保護者に対し個別相談を実施し、歯みがきの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談を実施します。		年9回 実 150人
発達相談言語相談	(健康管理課)	実施状況
心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、保護者が安心して育児ができるよう努めます。		発達相談 延 138人 言語相談 延 16人

未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導	(健康管理課)	実施状況
未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。		里帰り先への依頼を含め、専門職の家庭訪問を実施。
保育所(園)・幼稚園巡回歯科保健指導	(健康管理課)	実施状況
3、4、5歳児を対象に歯科保健指導を実施します。		市内14施設実施。 実 739人(うち保護者72人)
小学校巡回歯科指導	(健康管理課)	実施状況
養護教諭との連携を図り小学生の歯科保健指導の支援に努めます。		依頼のあった小学校に対し、歯科指導を実施。

(3) 小児医療の充実

全国的に小児科医が不足している状況にあり、急病時の小児医療へのニーズが高まっています。本市では、休日の急な診療については休日在宅当番医制事業で対応しています。

また、子どもの健やかな成長と家庭の経済的な負担軽減を図るため、子ども医療費助成事業等を実施しています。

具体施策

小児救急医療体制の整備	(市民病院)	実施状況
市内及び近隣の小児医療を担う医療機関との連携の強化を促進し、小児救急医療体制の整備に努めます。		市民病院では小児科を開設していませんが、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科では小児患者を受け入れているところです。
子ども医療費助成事業(再掲)	(健康管理課)	実施状況
0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を保険診療の範囲内で助成します。		助成対象年齢を高校生世代まで拡大し、子どもの医療費を保険診療内で助成している。
未熟児養育医療給付事業(再掲)	(健康管理課)	実施状況
病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。		支給児童数 6人
休日在宅当番医制事業	(健康管理課)	実施状況
地域住民の健康と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者的の診療の継続に努めます。		旭匠瑳医師会に委託し、休日における診療体制(内科・外科)を確保している。

子どもの健康の確保

- (1) 「食育」の推進
- (2) 思春期の心と身体健康づくり

(1) 「食育」の推進

朝食を食べないなどの食生活の乱れや、手軽にファーストフードやインスタント食品を食べられる環境にあることから、食育を通じた正しい食習慣の啓発や、食生活の向上に努めていくために、食の大切さを理解する場を提供していきます。

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、料理教室を実施していきます。

具体施策

わんぱくクッキング	実施状況
(健康管理課) 2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品にふれ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、保護者同士の交流も図ります。	6回実施。
親子料理教室	実施状況
(健康管理課) 小学校家庭教育学級の親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために料理教室を開催します。また、望ましい食事のとり方や、よりよい食生活が身につくよう、保健推進員による栄養・生活リズムについての紙芝居と栄養士による講話を行います。	13回実施。

(2) 思春期の心と身体健康づくり

全国的に性に関する正しい知識の普及と命の大切さに重点を置いた教育指導が重要となっています。

本市では、家庭・学校・地域で連携して命の教育を行うとともに、赤ちゃんとのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会を提供しています。

今後は、児童・生徒の健康の保持増進を強化し、関係機関と連携しながら効果的な情報提供ネットワークづくりを進め、児童・生徒の心の問題に係る相談体制の充実に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

具体施策

命の教育(性教育) (健康管理課、学校教育課)	実施状況
<p>中学生とその保護者を対象に家庭・学校・地域の連携の下に、様々な教育の場を活用して、命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、また、性に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p>また、中学生が赤ちゃんとのふれあい体験をすることで、育児の大変さを理解し、命、家族の大切さを学ぶ機会を提供していきます。</p>	<p>中学生とPTAに対し、助産師による講演を実施。</p> <p>学校教育課年1回実施</p>
未成年の喫煙・飲酒の防止 (学校教育課)	実施状況
<p>子どもたちの規範意識を高めるため、また未成年の喫煙、飲酒を防止するために、家庭・学校・地域・事業者が協力し、取り組みます。</p>	<p>実施済み。</p>
思春期における心の問題に係る専門家の確保 (学校教育課)	実施状況
<p>学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行っています。携帯電話やインターネットを使ってのいじめ等新たな課題が出てきており、さらに専門家の確保に努めます。</p>	<p>実施済み。</p>

子どもが健やかに育つための環境づくり

- (1) 子どもの権利を守るまちづくり
- (2) 次代を担う人づくり
- (3) 生きる力を育む環境の整備
- (4) 家庭や地域の教育力の向上

(1) 子どもの権利を守るまちづくり

子どもの権利とは、子どもが持つ人権であり、子どもに与えられる特別の保護とケアへの配慮を指しています。

子どもも一人の人間であるという観点から、子ども一人ひとりの意見や考えを尊重し、また、自分自身の考えを持てる自立した豊かな人間性を育める環境づくりをめざしていくことが必要です。

また、近年では、学校における子どもの人間関係は複雑化し、いじめや不登校といった問題が誰にでも起こりうる状況となっています。多感な時期の人間関係のこじれは、子どもの健やかな育ちを阻む要因となり、いじめや不登校に陥った子どもたちへの心のケアが重要となっています。

本市では、子どもも重要なまちの一員として捉え、議会事務局・関係各課・中学校の連携の下に、中学生模擬議会を開催し、議会政治の役割等を体験することで、市政への理解を深め、積極的なまちづくりへの参画を促しています。また、児童・生徒及び保護者の希望により、「適応支援教室」への不登校児童及び生徒を受け入れる支援を行っており、受け入れ希望者は年々増加傾向にあります。

今後も、中学生模擬議会の開催を継続し、市内中学校へ積極的な参加を促すとともに、適応支援教室への受け入れ希望者の増加傾向に対し、適切に対応していく必要があります。

具体施策

中学生模擬議会開催 (学校教育課、議会事務局)	実施状況
中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として提供します。	年1回実施。
適応支援教室 (学校教育課)	実施状況
匠磋市適応支援教室「さわやかルーム」を開設、子どもサポーター（適応支援教室支援員）として非常勤講師を配置し、不登校児童・生徒の一人ひとりの実態に即し、カウンセリングや相談活動等を通して個々の能力の向上をめざすとともに、小集団活動の充実を図り、社会性・協調性を育み学校復帰や社会的自立を支援します。	実施済み。

(2) 次代を担う人づくり

親になる前に小さな子どもとふれあったり、世話をする経験が少ない等、親になる上での必要な経験が不足していることが子育てへの不安や悩みにつながるケースが増えています。

また、家庭を築き、働き、子どもを生み育てたいと思う地域社会の環境の整備や、中学生及び高校生に対する子どもを生み育てることの意義を理解させることが重要となっています。

本市では、保育所(園)での中学生及び高校生の乳幼児とのふれあい機会の創出や、行事等を通じた他世代とのふれあいといった地域社会の中での交流の場を設けています。また、そうさ市子ども会育成連絡協議会による次代の人づくりを目的としたジュニアリーダー養成事業を行っています。

今後も、小さな子どもとふれあうことで大人としての自覚や経験を養っていくとともに、ジュニアリーダーの養成を通して次代を担う子どもの育成をめざしていく必要があります。

具体施策

意識の啓発	(学校教育課)	実施状況
家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。		実施済み。
乳幼児とふれあう機会の創出	(福祉課、学校教育課)	実施状況
保育所(園)と学校の連携により、総合学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。 保育所(園)でのふれあいの機会を促進します。		各園(所)で実施。
子ども体験活動支援センター	(学校教育課)	実施状況
小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場を開拓し、情報提供や個別相談、アドバイスを行います。		一部実施済み。
他世代とのふれあいの機会の創出	(学校教育課)	実施状況
地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。 また、青少年を主体に地区、学校、PTA等が連携し、児童・生徒と他世代との交流を深めます。		実施済み。
中学生及び高校生による企画事業の創出	(学校教育課)	実施状況
中学生及び高校生によるイベントの企画運営を通し、子どもの自主性を育みます。		未実施。
職業体験機会の充実	(学校教育課)	実施状況
在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中学生及び高校生の職業体験の機会を設けます。		各中学校で実施済み。

学習機会の拡充	(生涯学習課)	実施状況
小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。		別紙のとおり
遊び場・居場所の確保	(環境生活課、生涯学習課、都市整備課)	実施状況
公民館、図書館、コミュニティセンター、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の安全・点検管理を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努めます。		コミュニティセンターにて実施済み(子ども会、地域振興協議会など)。

指導者の確保・養成	(高齢者支援課、生涯学習課)	実施状況
地域住民（PTA・老人クラブ等）の協力を得て、スポーツ活動等の指導者の確保に努めるとともに、子どもの遊び支援やボランティア活動の指導者の確保・育成に努めます。		未実施。
子ども会活動支援	(生涯学習課)	実施状況
ジュニアリーダーの育成や、行事等の充実を図るとともに、行事の実施に当たり、そうさ市子ども会育成連絡協議会が中心となって企画を進められるよう支援し、活動の充実・発展を促進します。		市内20単位子ども会の活動を支援している。市子連主催のドッジボール大会やクリスマス会には多くの児童が参加した。SJC（そうさジュニアリーダーズクラブ）は行事の運営や研修会を通し、リーダーとして成長が見られるようになった。

(3) 生きる力を育む環境の整備

次代の担い手である子どもの生きる力の育成と学力の向上に向けた学校の教育環境の整備を図ることが重要となっています。

本市では、確かな学力の向上のために、幼稚園や保育所(園)と小学校が連携し、幼児教育の充実を図ることに加えて、各学校の授業研究での指導・助言を通し学習活動の改善等を計画的に行っています。

また、スポーツ教室の開催や子ども週末活動等支援事業、八匠少年少女発明クラブといった学校外での教育活動も積極的に推進し、年々参加者が増加しています。

今後も、個性あふれる子どもの育成に力を注ぎ、幼稚園や保育所(園)、小学校だけでなく、地域の協力を得ながら子どもの生きる力を育てていく必要があります。

具体施策

幼児教育の充実	(学校教育課、福祉課)	実施状況
幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所(園)と小学校との連携を推進します。		各園(所)で実施。
障害児の幼児教育の充実	(学校教育課)	実施状況
満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。		各園で実施。

学力の向上 (学校教育課)	実施状況
知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力の向上に向けた取組みを進めます。	実施済み。
スポーツ教室の開催 (生涯学習課)	実施状況
健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組みを推進します。	別紙のとおり
子ども週末活動等支援事業 (生涯学習課)	実施状況
週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取組みを推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。 さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。	全2回の親子自然観察会は、市内里山の観察を行い、講師の適切な指導のもと、大変好評であった。子ども会の行事運営を育成者が中心になって行なうことにより、地域による子育ての意識が芽生えてきている。
八匠少年少女発明クラブ (生涯学習課)	実施状況
八匠少年少女発明クラブの活動を推進し、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを援助します。 また、他地域への出品等を通して意欲を高め、積極的に活動します。	八匠少年少女発明クラブの主体的な活動ができるよう補助金を交付している。また、活動場所の確保等について支援した。
信頼される学校づくり (学校教育課)	実施状況
信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取組み、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。	実施済み。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

子育てが強いストレスとなることで児童虐待や育児不安・育児放棄につながるケースがあります。

また、少年犯罪の増加や地域社会のつながりの希薄化が進行し、全国的に「家庭や地域の教育力」が低下しているといわれ、家庭・地域でそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体の教育力向上をめざすことが必要となっています。

本市では、子どもの情報誌の配布により自然体験や社会体験の情報を提供していくとともに、地域の教育資源の開放として、学校施設を広く市民に開放したり、総合学習での豊かな知識や経験を持つ地域住民を積極的に登用していく必要があります。

具体施策

子ども情報誌の配布 (生涯学習課)	実施状況
子どもたちにとって、良質の自然体験や社会体験に関する情報をこれまで以上に提供し、一人でも多くの子どもたちに感動や実感ができるよう事業を継続します。また、本市の良さについても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。	未実施。
青少年相談員 (生涯学習課)	実施状況
より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組みます。	通学合宿や各種スポーツ大会を通じて、青少年健全育成に貢献した。
地域の教育資源の開放 (学校教育課)	実施状況
地域住民の体験活動の場として、今後も学校施設の開放を行います。	実施済み。
地域人材の教育現場への活用 (学校教育課)	実施状況
総合学習で、地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう今後も地域の人材の登用を行います。	総合的な学習の時間に限らず、さまざまな教育活動で実施。
メディアの影響についての学習会の開催 (生涯学習課)	実施状況
テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが中高生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を検討します。	家庭教育学級の子育て講座の中で、インターネットと子どもの人間関係について学習会を実施し、講師を交えて話し合いを行った。